

御嵩町町長交際費公開基準

平成 25 年 4 月 15 日、町長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、御嵩町町長交際費（以下、「交際費」という。）の支出の透明性を高め、町民に開かれた信頼される町政運営の確保と一層の推進を図ることを目的とする。

(交際費の定義)

第 2 条 交際費とは、町長その他の執行機関が町を代表して、町政の推進に必要な外部と公の交際や交渉を行う際、必要とされる経費で、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(公開の内容)

第 3 条 交際費の公開は、御嵩町町長交際費執行基準に定める執行の区分に基づき、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出日
- (2) 支出の区分
- (3) 支出の相手（個人に関する情報で、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合は、これを除く）
- (4) 支出の金額

(公開の方法)

第 4 条 交際費の公開は、1 月ごとに次に掲げる方法により行う。

- (1) 町ホームページで公開
- (2) 企画課秘書広報係で公開

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 この基準は、基準の施行のあった日以降に支出のあったものについて適用する。